

時間外にかかる選定療養費について

当院は二次救急医療機関として、緊急性の高い重症な患者さんを24時間体制で受け入れています。

夜間・休日の時間外において緊急性の高い重症な患者さんを優先的に受け入れるため、令和6年9月1日より診療報酬規程に基づき、診療費とは別に「時間外選定療養費」を徴収させていただきます。

診療時間内の受診、および、適切な救急受診にご協力をお願いいたします。

【時間外選定療養費】

徴収額：7,700円（税込）

【徴収対象時間帯】

月～金曜日：16：45～翌日08：30

土曜・日曜・祝日：終日

年末年始（12/29～1/3）：終日

【次に該当される場合は、徴収対象外となります】

1. 小児（0～6歳未満（小学校就学前））の方である場合
2. 救急外来受診のための紹介状を持参された場合
3. 受診後、そのまま入院となった場合
4. 当院で治療中の疾患が急変した場合
5. 当院医師から受診を指示された場合
6. 生活保護法による医療扶助の対象である場合
7. 特定疾患または障がいなどの各種公費負担制度受給対象である場合
8. 労働災害・公務災害・交通事故の場合
9. 医師が、緊急性があると判断した場合